

支えあう 住みよい社会 地域から

みんなのまちの 民生委員 児童委員



民生委員・児童委員は地域における
相談・支援を担っています

民生委員・児童委員は厚生労働大臣から委嘱されます

民生委員・児童委員は、市町の民生委員推薦会で選考され、都道府県知事に推薦されます。
都道府県知事は選ばれた人について都道府県に設置された
社会福祉審議会に意見を聴くよう努め、
厚生労働大臣に推薦し、厚生労働大臣が委嘱します。

民生委員・児童委員の任期と職務は…

民生委員・児童委員の任期は1期3年です。
期を重ねるごとに住民との信頼関係が深まり円滑な活動ができます。
職務は実情把握、相談助言、情報提供等や、住民の福祉の増進を図るための活動を行います。
民生委員・児童委員に給与は支給されません。

民生委員・児童委員の組織は…

民生委員・児童委員の全員が、市町内の小地域ごとに
設置された民生委員児童委員協議会に参加します。
(町においては、その区域をもって1区域とされています。)
各協議会は、互選された会長のもとに定例会議を毎月開いています。
地域の福祉問題や担当している世帯への援助方法の検討などを行い、
日頃の活動を推進するうえで大切な場です。

民生委員・児童委員の担当区域は…

委員一人ひとりに担当する区域が定められています。
民生委員・児童委員は、人口規模の区分等により、70～360世帯を基準に一人配置されます。
主任児童委員は、民生委員児童委員協議会の規模に応じて配置されています。
滋賀県では約3,300名の民生委員・児童委員(内約300名が主任児童委員)が活動しています。

民生委員・児童委員には守秘義務があります

民生委員・児童委員は、民生委員法により守秘義務が課せられています。
住民一人ひとりの人権とプライバシーを尊重し、秘密を保持します。

滋賀県民生委員児童委員協議会連合会

〒525-0072 草津市笠山7丁目8-138 県立長寿社会福祉センター内
Tel.077(567)3929



民生委員・児童委員とは

少子・高齢化が進み、家庭関係や地域社会におけるつながりが薄れてきているなかで住民同士が支え合い、誰もが安心して住み続けることができる地域づくりが求められています。

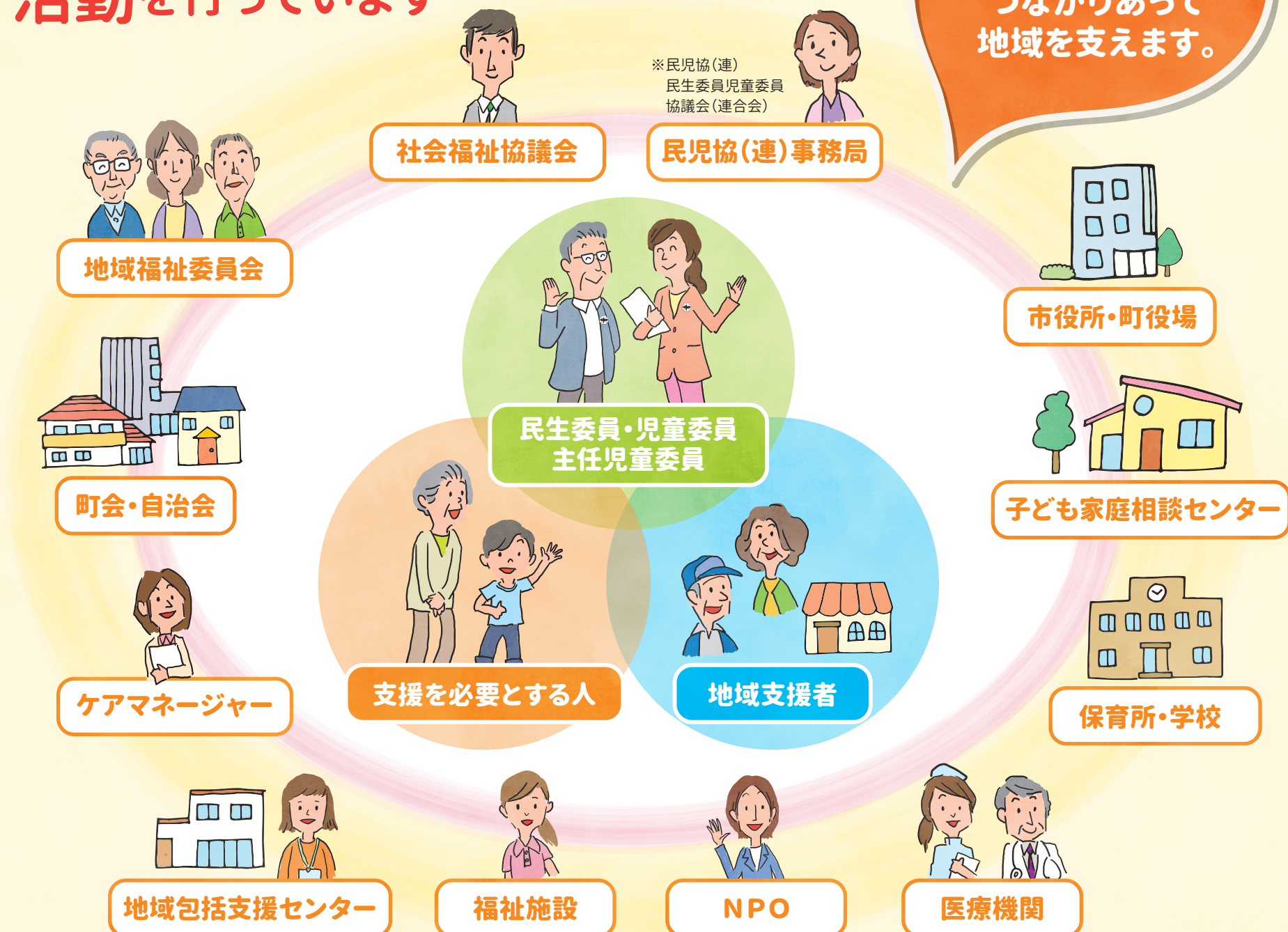
こうしたなか、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助などを行う民生委員・児童委員(※主任児童委員)の役割がますます重要になってきています。

民生委員・児童委員は、広く社会の実情に通じ、社会福祉の増進に熱意のある住民が、地域から選ばれ活動します。民生委員・児童委員の役割を一言でいうならば「地域のつなぎ役」です。

※民生委員・児童委員の中には児童福祉の問題を専門的に担当する主任児童委員がいます。

民生委員・児童委員はこのような活動を行っています

民生委員・児童委員は、
つながりあって
地域を支えます。



子育てについて
いじめについて
虐待について

“子ども”に関すること



生活支援
について
障がい者手帳
の交付について

“障がい児・者”に関すること



介護保険について
ひとり暮らしで
不安なことについて

“高齢者”に関すること



健康について
生活保護について
貸付制度について

“その他生活全般”に関すること

生活上のさまざまな
相談をうけます



地域をいつも
見守っています

その件については
〇〇課が窓口ですよ。



福祉サービスの
情報提供をします



関係機関・各団体に
つながります



自然災害などから、住民を守る取り組みを
関係団体と協力して進めています。

その他、地域福祉の
推進に協力します